

平成29年7月5日からの大雨による災害に係る 日本学生支援機構奨学金 緊急採用・応急採用について

この度、災害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

日本学生支援機構では、災害救助法適用地域にて被災された世帯の学生について緊急応急奨学金での対応を図っております。

ついては、大きな被害を受け、経済的に今後の学業継続が著しく困難になった学生は、大至急窓口にご相談ください。

記

1 災害救助法適用地域（災害救助法適用日：7月5日）

【福岡県】朝倉市 朝倉郡東峰村

【大分県】日田市 中津市

2 適用地域の準用 以下の場合、適用地域に準じて取り扱います。

（1）災害救助法の摘要を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生

（2）上記（1）の地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生

3 貸与始期及び貸与終期

緊急採用（第一種・無利子）

【貸与始期】平成29年7月以降の希望月 【貸与終期】平成30年3月（延長可）

応急採用（第二種・有利子）

【貸与始期】平成29年4月以降の希望月 【貸与終期】修業年限の終了月

4 提出書類

被災証明書及び大学の指示する書類

平成29年7月10日 学生支援課学生サービス係
(083-933-5165)